

戸籍に氏名のフリガナが記載されます

令和5年6月2日、戸籍法(昭和22年法律第224号)の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和5年法律第48号。以下「改正法」といいます。)が成立し、同月9日に公布され令和7年5月26日より施行されました。これまで、氏名のフリガナは戸籍に記載されていませんでしたが、この改正法の施行により、新たに氏名のフリガナが戸籍に記載され公証されることになりました。



この制度開始後に出生や帰化等により、初めて戸籍に記載される方については出生届や帰化届等の届出によりフリガナが記載されます。

氏名のフリガナの届出人について

(A) 氏のフリガナの届出人

原則として戸籍の**筆頭者**が単独で届出することとなります。

筆頭者が死亡等により除籍されている場合には、その配偶者、その配偶者も除籍されている場合は、その子が届出人となります。

※他の在籍している方がいる場合、同時に氏のフリガナが変更されます。

十分にご相談のうえ届出をお願いいたします。

(B) 名のフリガナの届出人

本人が届出人となります。

ただし対象者が**15歳未満**の場合の届出人は、親権者等の法定代理人です。

届出方法について

届出方法は以下のとおりです。

〈1〉マイナポータル(オンライン)の届出

○ 準備するもの

- ・マイナンバーカード
- ・ログイン、読み取り用の暗証番号(数字4桁)
- ・マイナポータルアプリがインストールされたスマートフォン
- ・電子署名用の暗証番号(6桁～16桁)



「マイナポータルでの操作手順はこちら」

〈2〉窓口への届出

○ 届出窓口

芸西村役場 1F 健康福祉課

月曜日から金曜日(祝日除く)
午前8時30分から午後5時まで

○ ご持参いただくもの

- ・本人確認書類
例：マイナンバーカード、免許証
(顔写真付きの官公署が発行したものは1点、その他は2点)

○ その他

一般に認められている読み方でない読み方を使用していると判断した場合には、その読み方を通用していることを証する資料(パスポート、預貯金通帳、健康保険の資格確認書等)の写しを求める場合があります。
ご協力をお願いいたします。

〈3〉郵送での届出

○ 届出先住所

〒781-5792

高知県安芸郡芸西村和食甲1262番地

芸西村役場 健康福祉課 戸籍担当

届書に必要事項を記入し上記まで郵送してください。

(※ 郵送料はご本人様負担となります。)

なお記入誤りなどがあった場合、ご連絡させていただくことがあります。

※必ず日中連絡がとれる電話番号を記入してください。

△ 注意 △

届出の際には、他の行政手続き(パスポート、年金等)において既に使用してる氏名のフリガナをご確認ください。

登録されているフリガナが異なる場合、変更手続きや年金受取口座・公金受取口座の名義変更が必要となる場合があります。

届出書の様式について

[芸西村\(氏\).pdf](#)

[芸西村\(名\).pdf](#)

[記載例\(氏\).pdf](#)

[記載例\(名\)①本人.pdf](#)

[記載例\(名\)②親権者.pdf](#)

届出期間について

令和7年5月26日から 令和8年5月25日まで

※ 届出がなかった場合には、本籍地の市区町村長が管轄法務局長等の許可を

得て、令和 8 年 5 月 2 6 日(改正法の施行日から 1 年)以降に、通知のフリガナを戸籍に記載します。

フリガナが記載されるまでの流れについて

① 本籍地の市区町村からのフリガナ通知

令和 7 年 5 月 2 6 日以降に、本籍地の市区町村役場から戸籍に記載予定の氏名のフリガナの通知をお送りします。

この通知は住民票に記載のあるフリガナ(市区町村が事務処理のために用いる便宜上保有する情報)等を参考に作成します。

通知が届いたら、記載された氏名のフリガナを必ずご確認ください。

※芸西村が本籍地の方への通知は令和 7 年 6 月下旬に順次発送予定です。

② 氏名のフリガナの届出

(A)本籍地から届いた通知のフリガナが正しい場合

氏名のフリガナの届出は不要です。

通知されたフリガナがそのまま戸籍に記載されます。

(B)本籍地から届いたフリガナが誤っている場合

氏名のフリガナの届出が必要です。

届出をすることにより、正しいフリガナが記載されます。

※ 誤っていても届出がない場合は変更されません。

③ 市区町村長によるフリガナの記載

②の届出がなかった場合、令和 7 年 5 月 2 6 日(改正法の施行日から 1 年)以降に①の通知のフリガナを戸籍に記載します。

②の届出がなかった場合に戸籍に記載された振り仮名は、
一度に限り、家庭裁判所の許可を得ずに変更することができます。
②の届出を行った後に氏名の振り仮名を変更する場合は、
家庭裁判所の許可が必要となります。

お問い合わせ

◇ 制度に関するお問い合わせ

法務省コールセンター 0 5 7 0 - 0 5 - 0 3 1 0

◇ マイナポータルの操作に関するお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0 1 2 0 - 9 5 - 0 1 7 8

平日： 9時30分から20時まで

土日祝日：9時30分から17時30分まで

◇このページに関するお問い合わせ

芸西村役場 健康福祉課 戸籍担当

TEL：0887-33-2112